5 試験について

1 出題方式

5肢複択方式、マークシート記入

2 出題数・試験時間

問題区分	問題数	試験時間
【介護支援分野】		
介護保険制度の基礎知識		
要介護認定等の基礎知識	25問	120分
居宅・施設サービス計画の基礎知識等		(10:00~12:00)
【保健医療福祉サービス分野】		
保健医療サービスの知識等	20問	点字受験者(1.5 倍) 180 分
福祉サービスの知識等	15問	弱視等受験者(1.3 倍)156 分
合 計	60問	

3 身体障害者等に対する受験特別措置

4 当日の携行品

- 受験票
- ② 鉛筆・シャープペンシル (HB、B)
 - ※ 濃度の薄い鉛筆、細い芯のシャープペンシルは、機械による解答用紙の読み取りができない恐れがありますので使用しないでください。
- ③ プラスチック製消しゴム
- ④ 腕時計(試験会場に時計はありません)
- ⑤ 身体障害者等受験特別措置の申請を行った方は、決定通知書
- ※ 試験中、机の上に置くことができるものは、受験票、鉛筆・シャープペンシル、消しゴム、腕時計のみです。
- ※ スマートウォッチ (スマートフォン機能付き腕時計) は携行できませんので、ご注意ください。(携行を確認した場合は外していただきます)

5 注意事項

- ① 試験開始30分前までに試験室に入室してください。
- ② 遅刻者の入室許可は、試験開始後30分までとし、それより後は入室できません。また 退室時間は、試験開始後30分以降とし、それより前は退室できません。
- ③ 試験室内では、携帯電話等の通信機器の使用を禁止しますので、入室前に必ず電源を切り、 鞄等にしまってください。 (携帯電話を時計として使用することも禁止します。)
- ④ 試験会場は、禁煙です。また、ごみは各自でお持ち帰りください。
- (5) 雨天の場合は、雨具は袋等に入れて試験室に持ち込んでください。
- ⑥ 問題用紙は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。
- ⑦ 受験後に申込書に記載している住所・氏名が変わった場合は、「住所・氏名の変更届」を提出してください。(封書の表書に「住所 ・ 氏名の変更届」と朱書して、試験事務局へ簡易書留で郵送してください。)様式→P41

6 当日の来場について

身体障害者等受験特別措置により許可を得ている場合を除いて、試験会場への<mark>自家用車の乗入れ、送迎は固く禁止</mark>します。公共交通機関を利用して来場してください。(P 2 6 参照)また、会場周辺店舗等の駐車場への乗入れ、送迎のための駐停車についても、周辺住民・店舗利用者へ多大な迷惑となりますので、**固く禁止**します。

なお、周辺店舗等の駐車場への乗入れ等が発覚した場合は、<u>試験時間内であっても</u>、自家 用車を移動していただきます。

6 試験問題出題勧用

※平成30年5月28日に、国の「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」が改正され、平成30年度から試験出題範囲等が変更になりました。

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
一 この法律その他関係法令 に関する科目	1. 基本視点	1. 介護保険制度導入の 背景	1 高齢化の進展と高齢者を取り巻く 状況の変化	1 長寿・高齢化の進展 2 高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加 3 介護の長期化・重度化 4 家族の介護機能の低下 5 個人の人生にとっての介護問題 6 家族にとっての介護問題
			2 従来の制度の問題点	7 社会にとっての介護問題 1 老人福祉制度 2 老人医療制度 3 制度間の不整合
			3 社会保険方式の意義	1 我が国の社会保障制度のあり方 2 給付と負担の関係の明確性 3 利用者の選択の尊重
			4 介護保険制度創設のねらい	1 介護という新たな課題への対応2 効率的、公平な制度の創設3 サービス利用者の立場に立った制度体系4 民間活力の活用
		2. 介護保険と介護支援サービス	_	5 高齢者の被保険者としての位置づけ —
	2. 介護保険制度論	1. 介護保険制度論	1 介護保険制度の目的等	1 社会保障、社会保険、介護保険の体系 2 医療保障の体系 3 高齢者の保健・医療・福祉の体系 4 介護保険制度の目的 5 保険事故と保険給付の基本的理念
			2 保険者及び国、都道府県の責務 等	6 国民の努力および義務1 保険者2 保険者の事務3 介護保険の会計4 条例
				5 国の責務、事務6 都道府県の責務、事務7 医療保険者および年金保険者の事務8 審議会
			3 被保険者	1 被保険者の概念2 強制適用3 被保険者の資格要件4 住所認定の基準
				5 適用除外6 資格取得の時期7 資格喪失の時期8 届出9 住所地特例
			4 保険給付の手続・種類・内容	10 被保険者証 1 要介護認定および要支援認定 2 要介護認定等の手続 3 介護認定審査会
				 4 保険給付通則 5 保険給付の種類 6 保険給付の内容 7 介護報酬
				8 支給限度額 9 現物給付 10 審査・支払い
				11 利用者負担 12 保険給付の制限

	区分	大項目	中項目	小項目
一 この法律その他関係法令 2. 介護保険制度論 1. に関する科目	1. 介護保険制度論	5 事業者及び施設 (人員、施設及び設備並びに運 営に関する基準を含む。)	1 指定居宅サービス事業者 2 指定居宅介護支援事業者 3 介護支援専門員 4 指定介護予防サービス事業者 5 指定介護予防支援事業者 6 指定地域密着型サービス事業者 7 指定地域密着型か護予防サービス事業者 8 基準該当サービスの事業者 9 離島等における相当サービスの事業者 10 介護保険施設	
			6 介護保険事業計画	10 介護保険施設 1 基本指針 2 老人保健福祉計画、医療計画との関係 3 市町村介護保険事業計画 4 都道府県介護保険事業支援計画
			7 保険財政	 財政構造 事務費 その他の補助 第1号被保険者に係る保険料 介護給付費交付金および介護給付費納付金
			8 財政安定化基金等	6 第2号被保険者に係る保険料 7 支払基金の業務 1 財政安定化基金事業
			9 地域支援事業	2 市町村相互財政安定化事業 1 介護予防・日常生活支援総合事業等 2 包括的支援事業 3 その他の事業 4 財源構成
			10 介護サービス情報の公表	1 介護サービス情報の公表の内容2 指定調査機関3 指定情報公表センター
			11 国民健康保険団体連合会の介護保 険事業関係業務	 審査・支払い 給付費審査委員会 苦情処理等の業務 第三者行為求償事務 その他の業務
			12 審査請求	 概説 審査請求ができる事項 介護保険審査会 委員 審理裁決を扱う合議体 専門調査員
			13 雑則	7 訴訟との関係 1 報告の徴収等 2 先取特権の順位 3 時効等 4 資料の提供等
			14 検討規定(附則)	_
	アマネジメント機	1. ケアマネジメント機能論	1 介護保険制度におけるケアマネジメント	1 介護保険におけるケアマネジメントの定義と必要性2 介護保険におけるケアマネジメント機能の位置づけ3 介護保険でのサービス利用手続きの全体構造と介護支援サービス
		2 ケアマネジメントの基本的理念、意義等	1 要介護者等とその世帯の主体性尊重の仕組み 2 自立支援、多様な生活を支えるサービスの視点 3 家族(介護者)への支援の必要性 4 保健・医療・福祉サービスを統合したサービス調整の視点 5 サービスの展開におけるチームアプローチの視点 6 適切なサービス利用(効果性、効率性)の視点 7 保健・医療・福祉サービス(保険給付サービス等)とイン フォーマルサポートを統合する社会資源調整の視点	
		3 介護支援専門員の基本姿勢 4 介護支援専門員の役割・機能	- 1 利用者本位の徹底 2 チームアプローチの実施 - 総合的判断と協働 3 居宅サービス計画に基づくサービス実施状況のモニタリングと計画の修正 4 サービス実施体制におけるマネジメントの情報提供と秘密保持	
			5 ケアマネジメントの記録	5 信頼関係の構築 6 社会資源の開発 -
		2. 介護支援サービス方法 論	1 居宅介護支援サービスの開始過程 2 居宅サービス計画作成のための	-
		課題分析 3 居宅サービス計画作成指針 4 モニタリングおよび居宅サービス 計画での再課題分析		

二 居宅サービス計画、施設サービス計画を成介護予防サービス計画に関する科目 3. 介護予防支援サービス計画作成のた物の課題分析 1 介護予防支援サービス計画作成のた物の課題分析 - 大護予防サービス計画作成的た物の課題分析 - 大護予防サービス計画作成的を対象サービス方法論 - 大護給付等対象サービス 本計画での再課題分析 - 大護給付等対象サービス計画作成的た物の課題分析 - 大護給付等対象サービス計画作成のための課題分析 - 大護給付等対象サービス計画作成のための課題分析 - 大護給付等対象サービス計画作成のための課題分析 - 大護給付等対象サービス計画作成のための課題分析 - 大護給付等対象サービス計画作成のための課題分析 - 大護給付等対象サービス計画作成的ための課題分析 - 大護給付等対象サービス計画作成的ための課題分析 - 大護給付等対象サービス計画作成的ための課題分析 - 大護給付等対象サービス計画作成的た時限 - 大護給付等対象サービス計画作成的な特徴 - 高齢者の身体的・精神的・心理的特別を対象が表現を対象が表現を対象を対象が表現を対象を対象が表現を対象を対象が表現を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	- Alda-
4. 施設介護支援サービス方法論 1 施設介護支援サービスの開始過程 ー 4. 施設介護支援サービス方法論 1 施設介護支援サービスの開始過程 ー 2 施設サービス計画作成のための課題分析 1 施設サービス計画作成のための課題分析 ー 3 施設サービス計画作成指針 ー 4 モニタリングおよび施設サービス計画作成の再課題分析 ー	. olds.
4 モニタリングおよび介護予防サービス計画での再課題分析 ー 4. 施設介護支援サービス 方法論 1 施設介護支援サービスの開始過程 ー 2 施設サービス計画作成のための課題分析 ー 3 施設サービス計画作成指針 ー 4 モニタリングおよび施設サービス計画での再課題分析 ー	. olds.
4. 施設介護支援サービス 方法論 1 施設介護支援サービスの開始過程 ー 2 施設サービス計画作成のための課題分析 コ 施設サービス計画作成指針 ー 4 モニタリングおよび施設サービス計画での再課題分析 ー	. olds.
2 施設サービス計画作成のための ー 課題分析 3 施設サービス計画作成指針 ー 4 モニタリングおよび施設サービス ー 計画での再課題分析 ー	. olst.
3 施設サービス計画作成指針 - 4 モニタリングおよび施設サービス - 計画での再課題分析	. obta-
計画での再課題分析	, Ald
三 介護給付等対象サービス 4. 高齢者支援展開論 1. 総論 I 医学編 1 高齢者の身体的・精神的な特徴 1 高齢者の身体的・精神的・心理的特	. Alle
その他の保健医療サービ (高齢者介護総論) と高齢期に多い疾病および障害 2 高齢者に起こりやすい疾病および障	
ス及び福祉サービスに関する科目 3 高齢者に多くみられる各種の疾患 2 バイタルサインの正確な観察・測 1 全身の観察とバイタルサイン	
定、解釈・分析 2 バイタルサインの正しい観察・測定力 3 検査の意義およびその結果の把 1 検査値の変動について	<u> 方法とボイント</u>
握、患者指導2 検査各論4 介護技術の展開1 身体介護と家事援助の関連	
2 食事の介護 3 排泄および失禁の介護	
4 褥瘡への対応 5 睡眠の介護	
6 清潔の介護 7 口腔のケア	
5 ケアにおけるリハビリテーション 1 リハビリテーションの考え方 2 リハビリテーションの基礎知識	
3 リハビリテーションの実際(訓練と援 6 認知症高齢者の介護 1 老人性認知症の特徴、病態	助の実際)
2 認知症高齢者・家族への援助と介護	隻支援サービス
7 精神に障害のある場合の介護 1 高齢者の精神障害 2 精神に障害のある高齢者の介護	
8 医学的診断・治療内容・予後の理 1 医学的診断の理解 1 医学的診断の理解 2 治療内容の理解 2 治療内容の理解 3 予後の理解 3 予後の理解 3 では、	
9 現状の医学的問題、起こりうる合 1 現状の医学的問題のとらえ方 併症、医師、歯科医師への連絡・ 2 起こりうる合併症の理解	
情報交換3 医師、歯科医師への連絡・情報交換10 栄養・食生活からの支援・介護1 人間らしい栄養・食生活とは	-H/
2 栄養・食生活からの介護の手順 3 望ましい栄養・食生活をめざして提売 針等	示されている食生活指
11 呼吸管理、その他の在宅医療管理 1 呼吸管理の考え方 2 その他の在宅医療管理	
12 感染症の予防 1 感染症の種類と特徴 2 起こりやすい感染症の予防と看護・2	
13 医療器具を装着している場合の 1 在宅酸素療法(HOT) 留意点 2 気管内挿管	刀 吱
Table Ta	
5 在宅中心静脈栄養法	
6 内視鏡的胃瘻造設術(PEG) 7 ペースメーカー	
14 急変時の対応 1 高齢者救急疾患の病態上の特徴 2 主な急変時の対応 2 主な急変時の対応	
3 在宅看護・介護で遭遇しやすい急変 15 健康増進・疾病障害の予防 1 基本理念	:
2 生活習慣病の予防 3 がん	
4 循環器疾患 5 糖尿病	
6 骨粗しょう症 7 21世紀における国民健康づくり運動	」(健康日本21)
2. 総論 II 福祉編 1 基礎相談・面接技術 1 基本姿勢 2 コミュニケーションの知識と技術	
3 インテークワーク技術 4 隠されたニーズの発見	
2 ソーシャルワークとケアマネジメン - ト(介護支援サービス)	
3 ソーシャルワーク(社会福祉専門 1 個別援助技術(ソーシャルケースワー 援助技術)の概要 2 集団援助技術(ソーシャルグループ)	
3地域援助技術(コミュニティワーク)4接近困難事例への対応1援助困難事例への対応	
2 接近困難事例と問題状況の分類 3 接近困難事例の理解とアプローチ	

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目	
三 介護給付等対象サービス その他の保健医療サービ ス及び福祉サービスに関 する科目	4. 高齢者支援展開論 (高齢者介護総論)	3. 総論田 臨死編	1 チームアプローチの必要性および 各職種の役割2 高齢者のターミナルケアの実際、 家族へのケア	- 1 事例の概要 2 在宅での看取りの成立条件 3 在宅ホスピスにおける症状緩和 4 死の教育	
			3 死亡診断	5 在宅ホスピスとQOL 1 死亡に医師が立ち会っているとき 2 医師が立ち会っていないとき 3 精神面からみたターミナルケア	
	5. 高齢者支援展開論 (居宅サービス事 業各論)	1. 訪問介護方法論	1 訪問介護の意義・目的 2 訪問介護サービス利用者の特性 3 訪問介護の内容・特徴	_ _ _ _	
		2. 訪問入浴介護方法論	4 介護支援サービスと訪問介護 1 訪問入浴介護の意義・目的 2 訪問入浴介護利用者の特性	_ _ _ _	
		3. 訪問看護方法論	3 訪問入浴介護の内容・特徴 4 介護支援サービスと訪問入浴介護 1 訪問看護の意義・目的		
		4. 訪問リハビリテーション	2 訪問看護サービス利用者の特性 3 訪問看護の内容・特徴 4 介護支援サービスと訪問看護 1 訪問リハビリテーションの意義・目	_ _ _ _	
		方法論	的り2 訪問リハビリテーションサービス利用者の特性	_	
			3 訪問リハビリテーションの内容・特徴4 介護支援サービスと訪問リハビリ	_	
		5. 居宅療養管理指導方法論	テーション1 医学的管理サービスの意義・目的2 医学的管理サービス利用者の特	_ _ _	
			性 3 介護支援サービスと医学的管理 サービス 4 口腔管理—歯科衛生指導の意義・		
			目的 5 口腔管理—歯科衛生指導利用者 の特性	_	
			6 介護支援サービスと口腔管理ー 歯科衛生指導 7 薬剤管理指導の意義・目的		
		6. 通所介護方法論	8 薬剤管理指導利用者の特性 9 介護支援サービスと薬剤管理指導 1 通所介護の意義・目的	_ _ _	
		7. 通所リハビリテーション	2 通所介護サービス利用者の特性 3 通所介護の内容・特徴 4 介護支援サービスと通所介護 1 通所リハビリテーションの意義・	_ _ _ _	
		方法論	目的 2 通所リハビリテーションサービス 利用者の特性	_	
				3 通所リハビリテーションの内容・特徴4 介護支援サービスと通所リハビリ	-
		8. 短期入所生活介護方法論	テーション		
			4 介護支援サービスと短期入所生活介護 3 短期入所生活介護の内容・特徴 4 介護支援サービスと短期入所生 活介護	_ _ _	
		9. 短期入所療養介護方法論	1 短期入所療養介護の意義・目的 2 短期入所療養介護サービス利用 者の特性	_ _	
			3 短期入所療養介護の内容・特徴 4 介護支援サービスと短期入所療 養介護	_ _	
		10. 特定施設入居者生活 介護方法論	1 特定施設入居者生活介護の意義・ 目的 2 特定施設入居者生活介護サービ		
			ス利用者の特性 3 特定施設入居者生活介護の内容・ 特徴 4 介護支援サービスと特定施設入		
			居者生活介護		

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
三 介護給付等対象サービス	5. 高齢者支援展開論	11. 福祉用具及び住宅改	1 福祉用具の意義・目的	_
その他の保健医療サービ	(居宅サービス事	修方法論	2 福祉用具利用者の特性および	_
ス及び福祉サービスに関	業各論)		福祉用具の機能、使用法	
する科目			3 福祉用具の内容・特徴	_
			4 介護支援サービスと福祉用具	_
			5 住宅改修の意義・目的	_
			6 住宅改修利用者の特性および住	_
			宅改修の機能、使用法	
			7 住宅改修の内容・特徴	_
			8 介護支援サービスと住宅改修	_
	6. 高齢者支援展開論 (地域密着型サー	1. 定期巡回•随時対応型	1 定期巡回・随時対応型訪問介護 看護の意義・目的	_
	ビス事業各論)	訪問介護看護方法論	2 定期巡回・随時対応型訪問介護	_
	こハず末石 ㎜/		2 た気が四	
			3 定期巡回・随時対応型訪問介護	_
			看護の内容・特徴	
		2. 夜間対応型訪問介護	1 夜間対応型訪問介護の意義・目的	_
		方法論	2 夜間対応型訪問介護の利用者の	_
			特性	
			3 夜間対応型訪問介護の内容・特徴	_
		3. 地域密着型通所介護	1 地域密着型通所介護の意義・目的	_
		方法論	2 地域密着型通所介護の利用者の	_
			特性	
		4 = 17 kg , 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 2 - 4	3 地域密着型通所介護の内容・特徴	_
		 認知症対応型通所介 護方法論 	1 認知症対応型通所介護の意義・目	_
		吱刀 /広珊	0 2 認知症対応型通所介護の利用者	_
			2 認知症対心空通所対 護の利用名 の特性	
			3 認知症対応型通所介護の内容・特	_
			徵	
		5. 小規模多機能型居宅	1 小規模多機能型居宅介護の意義・	_
		介護方法論	目的	
			2 小規模多機能型居宅介護の利用	-
			者の特性	
			3 小規模多機能型居宅介護の内容・	_
		6. 認知症対応型共同生	特徴 1 認知症対応型共同生活介護の意	_
		5. 認知並为心室共同主 活介護方法論	・	_
			2 認知症対応型共同生活介護の利	_
			用者の特性	
			3 認知症対応型共同生活介護の内	_
			容・特徴	
		7. 地域密着型特定施設	1 地域密着型特定施設入居者生活	_
		入居者生活介護方法 	介護の意義・目的	
		論	2 地域密着型特定施設入居者生活 介護の利用者の特性	_
			3 地域密着型特定施設入居者生活	_
			介護の内容・特徴	
		8. 地域密着型介護老人	1 地域密着型介護老人福祉施設入	_
		福祉施設入所者生活	所者生活介護の意義・目的	
		介護方法論	2 地域密着型介護老人福祉施設入	_
			所者生活介護の利用者の特性	
			3 地域密着型介護老人福祉施設入	_
		9. 複合型サービス方法論	所者生活介護の内容・特徴 1 複合型サービスの意義・目的	_
		○ 1タロエソーLヘク法語	2 複合型サービスの利用者の特性	
			3 複合型サービスの内容・特徴	_
	7. 高齢者支援展開論	1. 介護予防訪問入浴介	1 介護予防訪問入浴介護の意義・目	_
	(介護予防サービ	護方法論	的	
	ス事業各論)		2 介護予防訪問入浴介護利用者の	_
			特性	
			3 介護予防訪問入浴介護の内容・特	_
			徴 4 介護予防支援サービスと介護予	_
			4 介護予防支援サービスと介護予 防訪問入浴介護	_
			1 介護予防訪問看護の意義・目的	_
		法論	2 介護予防訪問看護サービス利用	_
			者の特性	
			3 介護予防訪問看護の内容・特徴	_
			4 介護予防支援サービスと介護予	_
		o 人类マルキロロ · · · ·	防訪問看護	
		3. 介護予防訪問リハビリ	1 介護予防訪問リハビリテーション	_
		テーション方法論	の意義・目的 2 介護予防訪問リハビリテーション	_
			2 分後で防訪问りハビリテーション サービス利用者の特性	
			3 介護予防訪問リハビリテーション	_
			の内容・特徴	
			4 介護予防支援サービスと介護予	_
			防訪問リハビリテーション	

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
 三 介護給付等対象サービス	7. 高齢者支援展開論	4. 介護予防居宅療養管	<u>┃</u> 1 医学的管理サービスの意義・目的	_
その他の保健医療サービ ス及び福祉サービスに関	(介護予防サービ ス事業各論)	理指導方法論	2 医学的管理サービス利用者の特性	_
する科目	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		3 介護予防支援サービスと医学的 管理サービス	_
			4 口腔管理―歯科衛生指導の意義・	_
			目的 5 口腔管理—歯科衛生指導利用者	_
			の特性 6 介護支援サービスと口腔管理ー	_
			歯科衛生指導	
			7 薬剤管理指導の意義・目的 8 薬剤管理指導利用者の特性	_
			9 介護予防支援サービスと薬剤管理	
			指導	
		5. 介護予防通所リハビリ テーション方法論	1 介護予防通所リハビリテーション の意義・目的	_
			2 介護予防通所リハビリテーション サービス利用者の特性	_
			3 介護予防通所リハビリテーション の内容・特徴	_
			4 介護予防支援サービスと介護予	_
		<u> </u>	防通所リハビリテーション	
		6. 介護予防短期入所生 活介護方法論	1 介護予防短期入所生活介護の意 義・目的	_
			2 介護予防短期入所生活介護サー ビス利用者の特性	_
			3 介護予防短期入所生活介護の内	_
			容・特徴 4 介護予防支援サービスと介護予	_
		7. 介護予防短期入所療	防短期入所生活介護 1 介護予防短期入所療養介護の意	_
		7. 介護予防短期人所際養介護方法論	義·目的	
			2 介護予防短期入所療養介護サー ビス利用者の特性	_
			3 介護予防短期入所療養介護の内 容・特徴	_
			4 介護予防支援サービスと介護予 防短期入所療養介護	_
		8. 介護予防特定施設入	1 介護予防特定施設入居者生活介	_
		居者生活介護方法論	護の意義・目的 2 介護予防特定施設入居者生活介	_
			護サービス利用者の特性 3 介護予防特定施設入居者生活介	_
			護の内容・特徴	
			4 介護予防支援サービスと介護予 防特定施設入居者生活介護	_
		9. 介護予防福祉用具及	1 介護予防福祉用具の意義・目的	_
		び介護予防住宅改修 方法論	2 介護予防福祉用具利用者の特性 および介護予防福祉用具の機	_
		/ J / 44 pmi	能、使用法	
			3 介護予防福祉用具の内容・特徴	_
			4 介護予防支援サービスと介護予 防福祉用具	_
			5 介護予防住宅改修の意義・目的	
			6 介護予防住宅改修利用者の特性 および介護予防住宅改修の機	_
			能、使用法	
			7 介護予防住宅改修の内容・特徴	_
			8 介護予防支援サービスと介護予 防住宅改修	_
(地 ^坟 予防		1. 介護予防認知症対応	1 介護予防認知症対応型通所介護	_
	(地域密着型介護 予防サービス事業 各論)	型通所介護方法論	の意義・目的 2 介護予防認知症対応型通所介護	_
			の利用者の特性 3 介護予防認知症対応型通所介護	_
		2. 介護予防小規模多機	の内容・特徴 1 介護予防小規模多機能型居宅介	_
		能型居宅介護方法論	護の意義・目的	
			2 介護予防小規模多機能型居宅介 護の利用者の特性	
			3 介護予防小規模多機能型居宅介	_
			護の内容・特徴	

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
三 介護給付等対象サービス	8. 高齢者支援展開論	3. 介護予防認知症対応	1 介護予防認知症対応型共同生活	_
その他の保健医療サービ	(地域密着型介護	型共同生活介護方法	介護の意義・目的	
ス及び福祉サービスに関	予防サービス事業	論	2 介護予防認知症対応型共同生活	_
する科目	各論)		介護の利用者の特性	
			3 介護予防認知症対応型共同生活	_
			介護の内容・特徴	
	9. 高齢者支援展開論	1. 指定介護老人福祉施	1 指定介護老人福祉施設の意義・目	_
	(介護保険施設各	設サービス方法論	的	
	論)		2 指定介護老人福祉施設サービス	_
			利用者の特性	
			3 指定介護老人福祉施設の内容・特	_
			徴	
		2. 介護老人保健施設	1 介護老人保健施設の意義・目的	_
		サービス方法論	2 介護老人保健施設サービス利用	_
			者の特性	
			3 介護老人保健施設の内容・特徴	_
		3. 介護医療院	1 介護医療院の意義・目的	_
		サービス方法論	2 介護医療院サービス利用者の	_
			特性	
			3 介護医療院の内容・特徴	_
	10. 高齢者支援展開論		1 自立支援のための総合的ケアネッ	_
	(社会資源活用論)	の他の社会資源導入	トワークの必要性	
		方法論	2 社会資源間での機能や役割の相	_
			違	
			3 フォーマルな分野とインフォーマル	_
m		1 亜人護国中の法長	な分野の連携の必要性	
四要介護認定及び要支援認	1. 要介護·要支援認 定特論	1. 要介護認定の流れ	1 要介護認定基準について 2 認定調査	<u> </u>
定に関する科目	上 作		3 主治医意見書	_
			3 土冶医息見音 4 一次判定の概略	
			5 介護認定審査会における二次判	_
			定の概略	_
			1 要介護認定等基準時間の推計の	_
			対	_
			2 要介護認定等基準時間の算出方	_
			2 安川 暖心 足 守 坐 平 时 间 00 异 山 刀	
		 3. 二次判定の仕組み	1 二次判定の基本的方法	_
			2 介護認定審査会における審査・判	_
			定の手順	
			3 二次判定のポイント	_
		l .		

7 実務研修受講者の決定について

1 結果通知

期 日 令和6年11月25日(月)

周知方法・すべての受験者に、結果通知書を簡易書留で郵送します。

(令和6年11月25日(月)に発送予定)

・ 県ホームページに、合格者の受験番号を1か月間掲載します。

URL https://www.pref.okayama.jp/soshiki/35/

※電話・メールによる合否の確認には応じることができません。

2 実務研修

開催時期 令和7年1月~6月のうち、14日間

※上記14日間の研修に加えて、事業所での見学実習を実施します。

※状況により変更、延期、中止の可能性があります。

開催通知 合格者に対し、合否通知から概ね10日後に通知します。

受講料 未定

受講地 岡山県(受験地の都道府県が原則)。ただし、県外への転居により岡山県

での受講が困難な場合は、速やかに試験事務局まで連絡してください。

3 受講制限

試験合格者であっても、学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症にかかった方については、同施行規則第19条に規定する期間は、医師が感染のおそれがないと認めた場合を除き、実務研修を受講することはできません。体調については自己管理を徹底してください。

なお、この受講制限のため令和6年度の実務研修を受講できなかった場合は、翌年度の研修の受講が認められます。